

## 「労働審判」制度への挑戦を試みて

この世界に生きるほかのだれにもまして、私たち労働者は、「パンを求める」切実さと「ひとはパンのみにて生きるにあらず」という誇りの危ういバランスを、生きています。

「パンを求める」ことにおいて、むき出しの「底辺への競争」を強いられ、「ひとはパンのみにて生きるにあらず」などという誇りを捨てて、「自己責任」なる拘束衣をまとうことを強られる、このみにくい時代の中で、このバランスはまことに、かぼそいひとすじの糸のようなものの上に、成り立っています。

「労働審判制度」——それは、「『パン』が欲しいなら、『パン』をとれ、ただし、『パン』がどこから来たかなどと問うな」と、私たちに告げます。

「ひとはパンのみにて生きるにあらず」とは、「パンがどこからきたかを問え」という「逆説」です。

「『パンを求める』切実さと『ひとはパンのみにて生きるにあらず』という誇りとのバランスをとることなどやめよ、何の糧にもならず、いわんや『パン』になどならない誇りなど捨てよ。『パン』を求め、『パン』をとることの道を、顔にドロをぬられても歩め。」——それが、「労働審判制度」が私たちに告げた言葉です。

その帰結として「個別労働紛争」の激増と「労働審判」制度などの導入をもたらした「労働分野の構造改革」をおしすすめる資本・国家のさらなる労働者攻撃（労働分野の「ビッグバン」！？）の策謀がはかられようとしています。

私たち労働者は、くりかえしくりかえし「ひとはパンのみにて生きるにあらず」の原点にたちかえり、「労働」を「審判」する労働者に対する「審判」をはねのけて、「パンの略取」をつづける資本・国家に対する私たち自身による「審判」を立ち上がらせていかなければなりません。いうまでもなく、私たちの「審判」とは、「パン」がまさにパンそれじたいになることを求めることです。

**わたしはここにいる あなたはそこにいる  
彼／彼女はあそこにいる  
「個別労働紛争」者の連結の前進を！！**

2006. 12. 15 生・労働・運動 net jammers

E-mail jammers@net-jammers.net

TEL・FAX 076-444-6093